



今後、復興計画に基づき土地利用を見直します

村の復興計画第3版(案)が、2月27日に復興計画推進委員会(赤坂憲雄委員長)から村に答申されました。

第3版(案)では、第2版以降、除染や避難区域の再編、東電賠償の進展など、様々な状況変化に対応するため、第2版で示した重点プロジェクトである村内拠点や村外子育て拠点の整備など、今後、早急に進めていくべき4つの重点施策についてまとめられています。この第3版(案)をもとに、今月から行われる住民懇談会で皆さんの意見を反映し、議会の議決を受けて成案となる予定です。

村の復興計画については、これまで「復興」の考え方や短期的・長期的な施策等について第1版と第2版が策定されています。

その中で第2版で示された、再生可能エネルギーを利用した新たな村づくりに向けて、「新までいな村構想推進準備委員会」と、準備委員会の中に「再生可能エネルギー分科会」「インフラ整備・復興住宅分科会」「記録と伝承・情報発信分科会」の3つの分科会が設けられ、検討が進められてきました。第3版では、準備委員会と

分科会が検討した内容等が計画に反映されています。

また、新たに復興の方向性として、帰村の見直しについても示されています。村では「戻りたい」と考える村民が帰村可能となる時期については、除染の状況によるところが大きいため、次のように考えています。

- 一番早い場合で平成26年秋から27年春頃に避難指示解除準備区域4行政区、居住制限区域15行政区について避難区域解除及び帰村宣言
- その後できるだけ早期に帰還困難区域1行政区の避難区域解除
- 村内での学校施設再開については今後、慎重に判断
- これらは除染やインフラ整備が進み大方の村民が戻れる環境が整った上でとなります。また、帰村について判断のつかない住民のために、十分な情報提供と、戻る人・戻らない人・戻れない人、それぞれに寄り添った施策を継続していくこととしていきます。

復興を支える4つの重点施策

1 村内拠点の整備

草野・飯樋・白石の3地区を全ての村民のための拠点として早急に再整備に着手します。

- 村内3地区の公共施設等のインフラの早期復旧、帰村宣言時の商店等の再開についての支援を図る
- 草野地区大谷地住宅48戸の建て替え、飯樋地区災害復興住宅10戸・白石地区災害復興住宅30戸の建設
- メガソーラー発電や木質バイオマス施設、風力発電施設等の設置の検討
- 再生可能エネルギーを活用した花卉栽培施設の整備
- 村民同士の交流の拠点、震災の記録と伝承のための拠点「までい館(仮称)」の整備

2 村外拠点の整備

村民の村外での生活再建のために、村外拠点の整備を推進します。特に、長時間の通学等で多大な負担を強いられている子育て世代の支援のため、村外子育て拠点の早期整備に着手します。

- 福島市飯野町に村外子育て拠点として戸建てないしは長屋建ての23戸程度の災害公営住宅や集会場、子どもの遊び場を整備
- 子育て世代以外でも入居可能な県営住宅も含めた村外への公営住宅整備の推進(福島市内60戸、川俣町内60戸、南相馬市内20戸等)

3 土地利用の見直しと農地・林地の長期的な再生

村内生活域の除染後の放射線量上昇を防ぎ、村の産業を再興させるため、村内土地利用の見直しを行うとともに、農地・森林の除染・再生を継続的に推進します。

- 農業の再生のため、除染終了後の農地の回復を図る
- 村外で営農再開する村民への支援を継続し、までいブランドの復活を支援
- 森林の汚染状況に関する調査の実施
- 今後の土地利用に関して、行政区単位でのワークショップ開催

4 村民一人ひとりに対する支援の継続・拡大

復興住宅、就業支援、子どもたちへのケア、健康管理、奨学金など、村民一人ひとりに対するケアを継続・拡充します。

- 除染の前後の効果検証の実施や生活道路整備事業など、帰村に向けた条件整備
- 避難先における生きがい創出事業や一時帰宅支援事業など、避難生活の充実
- 定期的な村民集会の実施